

## 海外出張報告

### 第12回国際放射線防護学会 (IRPA12) 出張報告

原子力研究所 杉浦紳之

第12回国際放射線防護学会 (IRPA12) が2008年10月19日～24日にアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催された。参加の機会を得たので、活動内容を報告する。

IRPAはInternational Radiation Protection Associationの略であり、世界各国の放射線防護・保健物理関係の学協会・団体が加盟している連合体である。その国際会議が4年に1度開催されるので、正確には12th Congress of IRPAとか、AssociationをCongressに変えてIRPC12とか言うのが正しいのであろうが、慣例的にIRPA12と呼ばれている。

報告者は、出張時、日本保健物理学会の副会長・理事を務めており、IRPA総会をはじめ学会運営に一部携わった。また、ポスター発表と共同座長の内容とを合わせ、保健物理の今後の方向性、今日的課題について紹介したい。

まず、学会運営について。アジア各国の会員数は全体の11%を占めている。しかしながら、IRPA理事12名にアジアからは選出されていなく、欧米主導の運営となっていた。アジア地域では、IRPAのregionalな下部組織としてアジア・オセアニア放射線防護協会 (AOARP) を組織し、特に日中韓を中心として連携を深める活動を展開してきていることから、IRPA理事会には是非ともアジアからメンバー (具体的には、AOARP会長 (現在は韓国Hangyang大学、Jong Kyung Kim教授)) を送り込むべく、日本保健物理学会の理事会では事前に対応策を検討してきた。現地入りしてから、次期開催候補地の英

国と投票についてパートナーの交渉や、票を多く持つ米国に対して地域性を考慮した理事の選出の合理性の説明といった、いわゆるロビー活動を行い、国際学会の活動の一端を経験した。

総会水曜日の午後に行われたが、その準備委員会としてAssociate Societies Forumが日曜日午後に開催された。総会の検討事項の事前説明を行い、議案の最終調整を行う委員会である。定款の改定と理事選挙の立候補者の抱負のスピーチが大きな議題であった。定款改定については、かねてより日本保健物理学会から理事選出にあたり地域の代表性を考慮すべきという要望書を提出しており、それが受け入れられた形で、「理事の選出にあたり、地域の代表性を確保しなければならない…」という表現が挿入される変更が検討されることとなった。精神論としての反対はなかったが、地域とは何か、何をもちて代表とするかなど、手続き論としての議論が多かった。結局、総会において、この議案は否決され、今後の検討課題となった。建前を離れた権利の本音での主張、国と国の思惑のぶつかり合いを目の当たりにした。

そのような議論・活動の末、果たしてAOARP会長のKim教授は全体2位の得票数で当選した。今後、我が国からの、あるいは、アジアからの情報発信を行うためのひとつの足がかりとしてAOARPを通じて活動を進めていくことになる。アジアの中での日本の役割、世界の中での日本の役割を見据えて今後も活動をさらに展開できればと考えている。

ポスター発表は、Analysis of Radiation

Accidents/Incidents in Japan by the revised INESというタイトルで行った。我が国でこれまでに起こった放射線障害防止法上のすべての法令報告対象の事故・事象を2007年に新しく提案された国際原子力事象評価尺度(RI-INES)によって評価し、事故の内容(原因、結果、対策、発生前)について考察を加えた。これまでもこの種の分析は行われてきたが、客観的な事故の規模についての指標を加えて行ったことが本研究の特徴である。事故の統計自体は各国でとられているものと思われるが、詳細があまりオープンになることはないようで、関心を持った。やはり事故対策は「失敗に学ぶ」ところが多く、IAEAにより新たに提案された手法により過去の事例を解析しており、資料としての価値が高いとの評価を受けた。

また、Radiation Protection in Industrial, Research Applications and Security Screeningというセッションの共同座長を務めた。このセッションは、産業利用、研究利用についての昔ながらの放射線防護についての演題もあったが、新しい課題としてのセキュリティスクリーニングに議論がもっぱら集中した。セキュリティスクリーニングは、空港における手荷物検査など従来からその利用はあったが、近年、その適用範囲が拡大しており、放射線防

護上の対策に注目が集まっている。例えば、荷物を満載したトラックが国境を越えるような場合、手荷物検査と同様にX線が用いられるが、いちいち荷物を降ろすようなことは能率の観点から出来ず、ゲートモニタをトラックがくぐる形で行われるため、どうしても運転手が被ばくすることとなる。別の例では、ダイヤモンド鉱山で鉱夫がダイヤモンドを盗み出さないように、X線検査が行われる。これらの例から分かるとおり、そういった目的で人体に放射線照射が出来るか否かの正当化の判断がまず重要となる。当然ながら、どのくらいの被ばく線量になるかの線量評価の基礎データも揃えられる必要がある。そして、関係者が放射線被ばくをしていることを知らされる必要があり、何をどこまで伝えるべきかなど、関連して解決すべき課題が多い。

この2例から分かるとおり、放射線防護の分野では単なる安全safetyという視点だけではなく、近年securityという視点が重視されており、広い意味での安全確保の方策を模索していることが分かる。放射線防護においてbasic scienceや基礎データの蓄積はもちろん重要であるが、報告者は放射線防護理念の進展とその有効な現場適用に興味がある。今後も国際的動向と我が国固有の事情のバランスをとりつつ、今日的な課題に取り組んでいきたいと考える。